

所得金額に関する計算書（第六号様式別表五）記載の手引き

* 非課税所得（林業に関する所得）がある場合、法人事業税においては課税対象所得を計算する必要があります。

* 「第六号様式別表五」は、その計算をするための表です。この表以外に次の書類を併せて提出してください。

- ・法人税別表四
- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・損益計算書明細

* 考え方

おおまかには、

法人税の所得 - 非課税所得 = 法人事業税の所得

となります。

非課税事業のみを行う法人の場合、

法人税の所得 = 非課税所得

となるので、**法人事業税の所得はゼロ**となります。

ただし、広い意味の林業と税法上の林業は範囲が異なります。

林業の範囲

林業とは、土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業をいうのであるが、養苗、造林又は撫育を伴わないで、伐採のみを行う事業は含まれないものであること。したがって、伐採のために立木を買い取ることを業とするものはいかなる意味においても林業に該当しないものであること。また、林業はしいたけ栽培、うるし採取等のいわゆる林産業とはその範囲を異にするものであること。

【地方税法の施行に関する取扱いについて（都道府県税関係） 第3章 事業税 2の2（1）】

そのため（税法上の）林業以外の事業を行う法人は、法人事業税の課税対象となる所得について計算する必要があります。

非課税分の所得金額の計算

非課税事業、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人で共通経費等の区分の困難なものについては、便宜上これをそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分して算定することとすること。また、その経理を区分することが困難であるものについては、それぞれの事業を通じて算定した所得の総額又は欠損金額等をそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分してそれぞれの事業に係る所得等を算定することが適当であること。

【地方税法の施行に関する取扱いについて（都道府県税関係） 第3章 事業税 4の8の4】

（裏面）課税事業と非課税事業を併せて行い、部門ごとの区分経理していない場合の計算例

<課税事業と非課税事業を併せて行い、部門ごとの区分経理していない場合の計算例>

$$\text{非課税所得} = \text{法人税の所得} \times \frac{\text{非課税事業の収入}}{\text{課税事業の収入} + \text{非課税事業の収入}}$$

第六号様式別表五
の備考欄に記入

→この結果を 第六号様式別表五 の ⑯林業に関する所得 の欄に記入

○非課税事業の収入 となるもの

- ・立木売上
- ・分収金
- ・保安林損失補償
- ・育林に係る補助金・助成金 など

○課税事業の収入 となるもの

- ・作業受託料、販売受託料
- ・林產品（きのこ・果樹など）の売上額
- ・事業として行っている不動産貸付業 など

第六号様式別表五 記入例

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
				X	XXXXXX
	法人番号				
事業年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで				

法人名 ○×生産森林組合

所得金額に関する計算書(法第72条の2第1項)

所得金額の計算		非課税所得の区分計算	
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))	① 3,000,000	外 國 の 事 業 に 帰 属 す る 所 得	法人税申告書 別表四 から転記
損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②	外 國 の 事 業 に 帰 属 す る 所 得	期末の総従業者数
損金の額に算入した分配時調整外国税相当額	③	外 國 の 事 業 に 帰 属 す る 所 得	外国から生ずる事業所得 (⑫+⑬) × ⑯ / ⑰
損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④	鉱物の掘採事業と精錬事業を通じて 算定した所得	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて 算定した所得
損金の額に算入した外国法人税の額	⑤	金 額	地方税法に基づき該当する項目に 記載します
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑥	鉱 額	鉱 額
小計	⑦	鉱 額	課税事業と非課税事業を併せて行い、部門ごとの区分経理をしていない場合はこの欄で非課税所得を算出してください
益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑧	⑪の金額	3,000,000 × 6,000,000 1,600,000 + 6,000,000
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑨		= 2,368,421 (小数点以下切り捨て)
外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑩		→ この結果を⑮に記入
特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額	⑪	備考欄で計算した結果を記入	法人税の所得 × 非課税事業の収入 課税事業の収入 + 非課税事業の収入
特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑫	備考欄で計算した結果を記入	= 非課税所得
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑬	備考欄で計算した結果を記入	非課税事業※のみを行う法人は、 ⑯と⑰(⑭)が同額となり、 ⑮(⑯、⑰)は0となります。
小計	⑭ 2,368,421	備考欄で計算した結果を記入	※養苗～造林～下刈・間伐～伐採
仮計 ① + ⑦ - ⑭	⑮ 3,000,000		・法人税別表四 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・損益計算書明細 の各写しを添付してください
外国の事業に帰属する所得	⑯		第六号様式の⑮へ記入
再仮計 ⑮ - ⑯	⑰ 3,000,000		
林業に係る所得	⑱ 2,368,421		
鉱物の掘採事業に係る所得	⑲		
社会保険等に係る医療の所得	⑳		
農事組合法人の農業に係る所得	㉑		
小計	㉒ 2,368,421		
所得金額差引計 ㉑ - ㉒	㉓ 6,315,79		
繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額	㉔		
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉕		
所得金額再差引計 ㉓ - ㉔ - ㉕	㉖ 6,315,79		
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉗		
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉘		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉙		
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉚		
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉛		
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉜		
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額	㉝		
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額	㉞		
合計 ㉖ - ㉗ - ㉘ - ㉙ - ㉚ - ㉛ - ㉜ + ㉝ - ㉞	㉟ 6,315,79		